

平成28年第4回定例会

総務民生常任委員会
会 議 録

期日：平成28年11月28日（月）

場所：大曲庁舎 第1委員会室

大仙市議会総務民生常任委員会会議録

日 時： 平成28年11月28日（月曜日） 午後0時58分～午後1時27分

会 場： 大仙市役所 3階 第1委員会室

出席委員（7人）

委員長	佐藤清吉	副委員長	佐藤文子
委員	石塚 柏	委員	小山緑郎
委員	大野忠夫	委員	児玉裕一
委員	千葉 健		

欠席委員（0人）

説明のため出席した者

総務部長：佐藤芳彦

総務課長：福原勝人

財政課長：舩谷祐幸

市民部長：高階 仁

市民部次長兼市民課長：佐藤和久

議会事務局長：伊藤義之

議会事務局職員出席者

事務局参事 堀江孝明

審議案件

- 第 1 議案第178号 大仙市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 - 第 2 議案第179号 大仙市議会の議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 - 第 3 議案第180号 大仙市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
 - 第 4 議案第183号 平成28年度大仙市一般会計補正予算（第5号）
 - 第 5 議案第184号 平成28年度大仙市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
 - 第 6 議案第185号 平成28年度大仙市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
-

午後0時58分

○委員長（佐藤清吉） ただいまから、総務民生常任委員会を開会いたします。

審査にあたっては、お手元に配付の審査日程表のとおり、審査を行いますので、よろしくお願いたします。

なお、正確な会議録作成のため、発言は、マイクのスイッチを入れてからお願いいたします。

○委員長（佐藤清吉） 審査に入る前に部長よりあいさつをいただきます。最初に、総務部長お願いいたします。

○総務部長（佐藤芳彦） 委員の皆様には、委員会を開催していただきまして、ありがとうございます。本日ご審議をお願いします案件は、人勸関係の人件費の案件でございます。条例案が3件、それから総務部関係として補正予算案が1件でございます。各案件につきまして、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。以上であります。

○委員長（佐藤清吉） はい、ありがとうございます。次に、市民部長、お願いします。

○市民部長（高階 仁） 市民部であります。ご審議よろしくお願いたします。市民部関係、今次定例会に上程しております案件につきましては、議案第183号一般会計補正予算、184号国保特別会計補正予算、185号後期高齢者医療特別会計補正予算、3件でございます。よろしくご審議のうえ、ご承認賜りますようよろしくお願申し上げまして、あいさつに変えさせていただきます。

○委員長（佐藤清吉） はい、ありがとうございます。

これより、当委員会に付託された事件について審査いたしますが、説明は簡潔にお願いいたします。なお、説明は、座ったままで結構です。

○委員長（佐藤清吉） はじめに、議案第178号、「大仙市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。当局の説明を求めます。福原総務課長。

○総務課長（福原勝人） 説明に入ります前に、本日同席させております職員を紹介いたします。総務課職員班長の小林主幹でございます。同じく職員班の池田主査でございます。

それでは、議案第178号 大仙市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明申し上げます。

資料 No. 1、議案書をご覧願います。ページは、3 ページから 19 ページまでとなります。本案は、人事院勧告を受けた国家公務員の給与改定に倣いまして、一般職の給与を改定するものであります。主な改正内容についてであります。まず、平成 28 年度の給与改定について、資料は、4 ページから 16 ページまでに第 1 条として記載しております。給料を平均 0.23 パーセント上げるほか、12 月期の勤勉手当を 0.1 月分、再任用職員にあつては 0.05 月分引き上げるものであります。

次に、平成 29 年度の改定について、17 ページに第 2 条として記載しておりますが、6 月期と 12 月期の勤勉手当の支給配分の見直しを行うものであります。また、扶養手当につきましては、平成 30 年度において配偶者に係る扶養手当の支給月額を 13,000 円から 6,500 円に、子どもに係る支給月額を 6,500 円から 10,000 円に改めるものであります。平成 29 年度につきましては、激変緩和措置といたしまして、配偶者 10,000 円、子どもを 8,000 円として、段階的に改定するものであります。このほか、所要の経過措置を設けまして、平成 28 年度給与改定については公布の日から施行し、平成 28 年 4 月 1 日から適用、平成 29 年度給与改定につきましては、平成 29 年 4 月 1 日にそれぞれ施行するものであります。

以上、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議のうえ、ご承認賜りますようお願い申し上げます。終わります。

○委員長（佐藤清吉） 当局の説明が終了いたしました。

これより質疑を行います。質疑のある方はお願いいたします。はい、佐藤委員。

○副委員長（佐藤文子） それでは、いくつかお尋ねいたします。前もってちょっと質問したいことを言うておりましたが、その前に一つ、まず給料の平均 0.23 パーセントというふうなことで、引き上げ、初任者や若年層には 1,500 円を上げるというようなことのように、今年の 1 月に出された 28 年度人勧ですか、今年の分の人勧と比較、急いでやってみましたら、副主幹というふうにいわれる方々のところまでは、1,000 円位の、1,000 円以上の値上げがされているようなところもありますけれども、ほとんど 400 円程度しか値上がってないというのが、多くの職員に、値上がるのは 400 円程度というふうなものになっているようですが、実際問題、今回の給料の引き上

げで、月々400円しか上がらない職員というのは、全体の職員の何割ぐらい占めているんでしょうか。その点をひとつ。

- 総務課長（福原勝人） 個別の職員が、どの程度上がるか。大体4・500円のあたり、我々クラスもそうなんですけれども、ちょっと今すぐに出ませんので、今至急計算して、後ほど、お答えさせて頂きたいと思います。
- 副委員長（佐藤文子） はい、分かりました。それからもう一点、改めて伺いたいこと、示しておりますので、教えて頂きたいと思います。今回、扶養手当に係わる制度改正が行われましたけれども、例の配偶者手当とそのこどもに係る手当の部分が変わるわけです。30年度に変わるわけなんですけれども。そこで伺いたいのは、配偶者手当の支給者数という、支給者数と職員に対する、全職員数に対する割合というふうなこと、そして、その内、親に両親にかかる手当は別として、子どもにかかる扶養手当は受けてなく、配偶者手当のみというふうな方々の支給者数は何人いらっしゃるのかという点を一つ、二つ目には、子どもの扶養手当の支給者数と職員数に対する割合というところ、この2点についてお尋ねいたします。
- 総務課長（福原勝人） まず1点目の配偶者の扶養手当を受けている職員数でございますけれども、これは143名おります。一般職の全体からしますと、16.2パーセントにあたります。その内、子どもの扶養手当を受けているというのが、108人となります。配偶者のみの扶養手当を受けている職員数が35人と、差し引きで35人ということで、これは、4パーセントにあたります以上です。
- 副委員長（佐藤文子） 二つ目の子どもの扶養手当の支給者数が108名というふうに捉えていいんですか。
- 総務課長（福原勝人） そうです。配偶者と子ども、それから、例えば父親、母親というケースも含めまして、子どもの扶養手当を支給されている職員数は108名となります。
- 委員長（佐藤清吉） よろしいですか。他に質疑ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 委員長（佐藤清吉） 無ければ、これをもって質疑を終結いたします。
これより討論を行います。討論はありませんか。はい、佐藤委員。
- 副委員長（佐藤文子） 私は、この議案第178号には、反対という立場で、討論したいと思います。今の質疑で人数的には、4パーセント程度の少人数というふうなことの

ようでありますけれども、この議案には、人事院勧告に倣って、給与と勤勉手当を引き上げる一方で、扶養手当の見直しとして、配偶者手当を半減させているというふうなことが、あるからです。扶養手当の見直しでは、子どもの扶養手当は6,500円から1万円に3,500円引き上げますが、配偶者手当は、1万3,000円から6,500円に半減させております。これによって配偶者と子ども2人の場合には、年間6,000円の増収となりますけれども、配偶者と子ども1人の場合は、年間3万6,000円の減収、配偶者だけの場合は、配偶者手当だけの場合は、年間7万8,000円と大幅な減少になります。また、給料につきましては、0.23パーセント、勤勉手当で0.1月分の引き上げが行われましたけれども、配偶者手当のみ支給されている職員にとっては、年間給与額で数万、3万数千円の減収となります。したがって、配偶者手当の見直しというのは、実質賃金の引き下げに繋がるものでありまして、今回のこの条例改正は認められないものであります。以上で反対討論を終わります。

○委員長（佐藤清吉） はい、他に、討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐藤清吉） 無ければ、討論を終結します。

これより採決いたします。この採決は、挙手により行います。

本件は、「原案のとおり可決」することに賛成の方は挙手願います。

挙手多数であります。よって本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○委員長（佐藤清吉） 次に、議案第179号、「大仙市議会の議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。当局の説明を求めます。福原総務課長。

○総務課長（福原勝人） 議案第179号 大仙市議会の議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明申し上げます。

議案書は、20ページと21ページです。本案は、一般職の給与改定に倣いまして、大仙市議会議員の12月期の期末手当を0.1月分引き上げるものであります。また、平成29年度におきましては、一般職と同様に期末手当の支給配分の見直しを行うものであります。施行は、平成28年度改定については公布の日から、平成29年度改定については、平成29年4月1日からとしております。

以上、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。終わります。

○委員長（佐藤清吉） 当局の説明が終了いたしました。

これより質疑を行います。質疑のある方はお願いいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐藤清吉） 無いようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐藤清吉） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本件は「原案のとおり可決」することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐藤清吉） ご異議なしと認め、本件は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

○委員長（佐藤清吉） 次に、議案第180号、「大仙市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。当局の説明を求めます。福原総務課長。

○総務課長（福原勝人） 議案第180号 大仙市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、ご説明申し上げます。

議案書は、22ページと23ページです。本案は、一般職の給与改定に倣いまして、本市の正副市長、教育長並びに常勤監査委員の12月期の期末手当を0.1月分引き上げるものであります。また、平成29年度におきましては、一般職と同様に期末手当の支給配分の見直しを行うものであります。施行は、平成28年度改定については公布の日から、平成29年度改定については、平成29年4月1日からとしております。

以上、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（佐藤清吉） 当局の説明が終了いたしました。

これより質疑を行います。質疑のある方はお願いいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐藤清吉） 無ければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐藤清吉） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本件は「原案のとおり可決」することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐藤清吉） ご異議なしと認め、本件は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

○委員長（佐藤清吉） 次に議案第183号「平成28年度大仙市一般会計補正予算（第5号）」を議題といたします。

当局の説明を求めます。はじめに、伊藤議会事務局長。

○議会事務局長（伊藤義之） 平成28年度大仙市一般会計補正予算第5号のうち議会費の歳出に係わる補正内容について、説明させていただきます。

資料No.2の補正予算書の9ページをお願いいたします。1款1項1目議会費7事業の議員報酬、期末手当及び共済費は、135万5千円の補正でございます。内容でございますけれども、先程の議案第179号の説明のとおり、議員の期末手当につきまして、支給月数を、現行の100分の315から、100分の325に改定し、この増加分に関わる額を補正でしようとするものでございます。27名分、合わせまして、135万5千円となるものでございます。

以上、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上ご承認賜りますようお願いいたします。以上でございます。

○委員長（佐藤清吉） 次に、福原総務課長。

○総務課長（福原勝人） それでは、総務課所管分について、ご説明申し上げます。資料No.2の補正予算書（12月補正①）につきましては、20ページに特別職、それから21ページに一般職の給与費明細を記載しております。また、資料No.2-1の主な事業の説明書の1ページと2ページも併せてご覧いただきたいと思っております。

今般の補正は、人事院勧告及び人事異動等に伴う人件費の補正であります。始めに一般職の職員人件費についてご説明いたします。主な事業の説明書の1ページをご覧願います。

1 ページの表の下の方、4 番のところでございます。黒丸の 1 つ目、職員数につきましては、再任用職員も含めまして当初予算と比較し、2 人増の 7 6 6 人となっております。黒丸の 2 つ目の給与費の主な増減理由につきましては、1 点目が給与改定の所要額が 3, 3 0 4 万 3 千円、そのうち主な項目が記載のとおり給料につきましては、5 8 6 万 8 千円、給料以外の手当分が 2, 7 1 7 万 5 千円となっております。2 点目が人事異動等による増減の合計でありまして、主に定期人事異動や共済組合負担率の改正のほか、採用や退職によるものであります。補正額は、5, 1 0 6 万 6 千円であります。これによりまして、一般行政職における平均給料月額、7 2 3 円増の 3 1 万 1, 3 9 9 円となります。ちなみに、平均年齢は 4 3. 5 歳となっております。次に、補正予算書の 2 0 ページをご覧くださいと思います。常勤特別職につきましては、1 2 月期の期末手当の支給率を 0. 1 月分加算し、それぞれ 1. 7 5 月分としまして、市長、副市長にあつては 2 5 万 4 千円の増額、教育長、常勤監査委員にあつては 1 4 万円の増額となりますが、共済費につきましては、負担率の改正によりまして、市長、副市長にあつては 3 7 万 6 千円、教育長、常勤監査委員にあつては 2 3 万 2 千円の減額となります。最後に、主な事業の説明書にもどりまして、2 ページをご覧くださいと思います。参考までに、全会計では、この表の右下にありますとおり、6, 8 5 4 万 7 千円の増額補正となるものでございます。

以上で総務課所管分の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○委員長（佐藤清吉） 次に、舛谷財政課長。

○財政課長（舛谷祐幸） つづきまして、財政課所管分につきましてご説明申し上げます。

補正予算書の 1 9 ページの方どうかご覧願います。

1 2 款 1 項 1 目 9 0 事業の「長期債元金償還金」の財源振替についてご説明申し上げます。今回の補正は、先に総務課長より説明のありました職員人件費の補正に伴うもので、住宅管理費の職員人件費の減額に伴う長期債元金償還金への特定財源の振替でございます。住宅使用料につきましては、市営住宅の維持管理費等に優先的に財源を充当することになっておりますが、充当残が出た場合、いわゆるオーバーフローした場合には、残りを人件費、公債費の順に充当することができることとなっております。住宅管理費の職員人件費につきましては、当初予算の段階で既に財源全額が、特定財源である住宅使用料となっておりますので、今回の補正による人件費の減額分 4 0 8 万 4 千円を、長期債元金償還金の特定財源として振替るものであります。

以上、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議のうえ、ご承認賜りますようお願い申し上げます。以上です。

○委員長（佐藤清吉） 次に、佐藤次長。

○次長兼市民課長（佐藤和久） それでは、市民課所管分についてご説明いたします。補正予算書の11ページをお開き願います。

3款民生費、1項1目90事業、国民健康保険事業特別会計繰出金、1,276万7千円の減額補正であります。内容といたしましては、給与改定及び人事異動等に伴うものでありますが、減額する一番の要因としては、4月の機構改革により国保年金課と市民課が統合となったため、管理職が1名減となりましたので、国民健康保険事業特別会計において、当初、職員8名分の人件費を計上しておりましたが、7名分に減額したことによるものであります。

次の12ページをお開き願います。4款衛生費、1項14目90事業、後期高齢者医療特別会計繰出金、178万円の補正であります。内容といたしましては、給与改定及び人事異動等に伴い、後期高齢者医療特別会計における、職員3名分の人件費が増になったことによるものであります。

以上、説明終わりますが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

○委員長（佐藤清吉） 当局の説明が終了いたしました。

これより、質疑を行います。質疑のある方はお願いいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐藤清吉） 無いようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐藤清吉） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本件は「原案のとおり可決」することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐藤清吉） ご異議なしと認め、本件は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

○委員長（佐藤清吉） 次に議案第184号「平成28年度大仙市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）」を議題といたします。当局の説明を求めます。佐藤次長。

○次長兼市民課長（佐藤和久） それでは、議案第184号 平成28年度大仙市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。補正予算書の23ページをお開き願います。

今回の補正は、給与改定及び人事異動等に伴う職員人件費の補正でありまして、歳入歳出それぞれ1,276万7千円を減額し、補正後の予算総額を104億6,704万2千円とするものであります。内容につきましては、事項別明細書によりご説明いたしますので、28ページをお開き願います。はじめに、歳入であります。9款繰入金、2項1目一般会計繰入金、1,276万7千円の減額補正でありまして、歳出、職員人件費の減によるものであります。次の29ページをお願いいたします。歳出であります。1款総務費1項1目9事業、職員人件費1,276万7千円の減額補正であります。内容といたしましては、給与改定に伴うもの、また、人事異動に伴い、当初職員8名分を計上しておりましたが、1名減の職員7名分としたことなどから、給料を493万4千円、職員手当等を374万7千円、共済費を408万6千円、それぞれ減額するものであります。

以上ご説明いたしました。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

○委員長（佐藤清吉） 当局の説明が終了いたしました。

これより質疑をおこないます。質疑のある方はお願いいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐藤清吉） 無ければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐藤清吉） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本件は「原案のとおり可決」することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐藤清吉） ご異議なしと認め、本件は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

○委員長（佐藤清吉） 次に、議案第185号「平成28年度大仙市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」を議題といたします。当局の説明を求めます。佐藤次長。

○次長兼市民課長（佐藤和久） それでは、議案第185号 大仙市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。補正予算書の33ページをお開き願います。

今回の補正は、給与改定及び人事異動等に伴う職員人件費の補正でありまして、歳入歳出それぞれ178万円を追加し、補正後の予算総額を8億6,871万9千円とするものであります。内容につきましては、事項別明細書によりご説明いたしますので、38ページをお開き願います。はじめに、歳入であります。3款繰入金、1項1目一般会計繰入金、178万円の補正でありまして、歳出、職員人件費の増によるものであります。次の39ページをお願いいたします。歳出であります。1款総務費1項1目9事業、職員人件費178万円の補正であります。内容といたしましては、職員3名分の給料57万6千円、職員手当等を68万4千円、共済費を52万円、それぞれ補正するものであります。

以上ご説明いたしました。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

○委員長（佐藤清吉） 当局の説明が終了いたしました。

これより質疑をおこないます。質疑のある方はお願いいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐藤清吉） 無ければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐藤清吉） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本件は「原案のとおり可決」することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐藤清吉） ご異議なしと認め、本件は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

○委員長（佐藤清吉） 以上で、本日、付託された事件の審査は全て終了いたしました。
はい、福原総務課長。

○総務課長（福原勝人） 先程、議案第178号のところで、佐藤文子議員から、ご質問いただいた改定率が低い職員の層は、どのくらいいるかというご質問いただいておりますので、その点、ご説明させていただきたいと思います。

先程、概ね主幹級以上ということになりますけれども、大体200人強となります。率にいたしますと、概ね27・8パーセントぐらいの層ということになります。以上でございます。申し訳ございませんでした。

○委員長（佐藤清吉） よろしいですか。以上で、本日、付託された事件の審査は全て終了いたしました。

なお、本委員会の「審査報告書」及び「委員長報告」の案文につきましては、委員長にご一任願いたいと思いますが、これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐藤清吉） ご異議なしと認め、そのように決しました。

○委員長（佐藤清吉） これをもちまして、総務民生常任委員会を閉会いたします。大変ご苦勞様でした。

午後1時27分 閉会

委員会条例第29条第1項の規定により、ここに署名する。

平成 年 月 日

総務民生常任委員会委員長 佐藤清吉